

兵庫労働局発表  
令和5年8月28日

報道関係者 各位

[照会先]

兵庫労働局労働基準部健康課  
課長 畑中義春  
健康主任 濱田祐輔  
労働基準監督官 福島伸欣  
直通電話 (078) 367-9153

## 令和5年度 全国労働衛生週間の実施について

本週間 10月1日 ~ 10月7日

準備期間 9月1日 ~ 9月30日

【スローガン】 目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回目を迎えます。

兵庫労働局（局長 金刺義行）は、全国労働衛生週間に際し、兵庫県内の事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、全国労働衛生週間の本週間とその準備期間である9月に、次の取組を実施します。

### 1 両立支援推進チーム アクションプラン会議（10月）

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「**兵庫県地域両立支援推進チーム**」を設置し、各構成員の役割分担を明確にした相談窓口の開設をはじめ、相談窓口数や開設時間の拡充などを行いました。

さらに、令和4年3月には、県内事業場の気運の醸成、各相談窓口間の連携の強化等、より具体的な取組を推進させるため、**新たなアクションプラン(5か年計画)を定め**、令和4年10月のキックオフ会議において、**推進チーム内に3つの作業部会を設置**しました。

作業部会では、現在、事業場における治療と仕事の両立支援の取組事例を当局ホームページ上で募集しています。

この度、現状の取組をより良いものにしていくため、**アクションプランに基づく令和5年度の会議を開催**します。

- ◆開催日：10月4日（水）
- ◆時刻：10時00分から11時30分まで
- ◆会場：兵庫労働局 15階第1共用会議室
- ◆構成員：県内の地方自治体、医療機関、関係団体等



※より多くの方々に「治療と仕事の両立支援」について知っていただくため、積極的な取材・発信にご協力をお願いします。取材いただける場合は、お手数ですが、開催日の2日前までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。

## 2 職場の化学物質管理が大きく変わります！ 職場における新たな化学物質規制に関する説明会（9月）

令和4年5月の**労働安全衛生規則等の改正**により、これまで法令の規制対象となっていなかった物質への対策が強化され、今後**事業者自らが、リスクアセスメントの結果に基づき**、労働者が有害な化学物質にさらされないようにする措置を適切に行うための**自律的な管理制度が導入**され、順次施行を迎えています。

**令和6年4月1日**には対象物質数が、現在の674物質から903物質に増える（その後、さらに約2,900物質に増える見込みです。）とともに、当該対象物質を製造、取扱い、譲渡提供（販売）する全ての事業場において、**化学物質管理者の選任が新たに義務付けられるなど、全ての改正内容が施行**されます。

兵庫労働局では、改正法令の円滑な施行に向けて、「**職場における新たな化学物質規制に関する説明会**」を実施することにより、**兵庫県内の関係事業者の適切な対応の促進**を図ります。

- ◆主 催：兵庫労働局
- ◆共 催：兵庫労働基準連合会
- ◆実施日：9月19日（火）
- ◆時 刻：13時30分から16時30分
- ◆会 場：クリスタルホール

（神戸市中央区東川崎町1丁目1 - 3 神戸クリスタルタワー3階）

- ◆定 員：200名

※新たな化学物質規制に関しては、より多くの方々に知っていただくため、積極的な取材・発信にご協力をお願いします。説明会を取材いただける場合は、お手数ですが、祝日が続きますので実施日の4日前までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。

## 3 職場の健康診断実施強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、**健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取、医療保険者への健康診断結果の提供等**について、**重点的に周知啓発指導**を行います。

## 4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「粉じん障害総合防止対策推進強化月間」と位置づけ、**局所排気装置の適切な稼働、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等**、**職場における粉じん障害防止対策の徹底**を図ります。

## <別添資料>

- 1 リーフレット「第74回全国労働衛生週間」（当局版）
- 2 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱（本省）
- 3 兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！関係  
内訳：3-1 兵庫県地域両立支援推進チーム各年度の取組（5か年計画）  
3-2 兵庫県地域両立支援推進チーム作業部会設置要領  
3-3 兵庫県地域両立支援推進チーム設置要綱
- 4 治療と仕事の両立支援の取組をアピールしましょう！  
（兵庫労働局ホームページ上で取組事例を募集）
- 5 リーフレット「職場の健康診断実施強化月間」（当局版）
- 6 リーフレット「粉じん障害防止総合対策推進強化月間！」（当局版）

### 参考

職場における新たな化学物質規制に関する説明会（無料）募集案内

# 第74回 全国労働衛生週間

令和5年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

兵庫労働局では、令和5年度を初年度とする兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画を策定し、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」等、8つの重点事項を定め、労働災害の防止や働く人の健康保持・増進に向けた取組を推進しています。

全国労働衛生週間は、事業場における労働衛生意識を高め、自主的な職場の労働衛生管理活動を促すための強化期間です。

事業場においては、準備期間と本週間の自主的な取組を通じて、**こころとからだの健康職場を実現**しましょう！

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流  
こころとからだの  
健康職場

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

以下の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

## 本週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

【詳しくはこちら】



## 令和 5 年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 74 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生 100 年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和 4 年度には 904 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和 4 年度には 710 件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の 96% を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業 4 日以上労働災害は、450 件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の 8 割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一

定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月17日）を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者にも義務づける改正が実施され、令和5年4月に施行されており、事業者にも求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

  - ア 重点事項
    - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
      - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
      - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働

働対策を積極的に推進する旨の表明

- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカへの積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカに関する支援の活用

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
  - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
    - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
    - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
    - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
    - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
  - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底
    - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
    - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底

- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化

- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 両立支援コーディネーターの活用
  - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ)小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
  - b ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
  - c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (サ)女性の健康課題に関する事項
- a 女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施
  - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
  - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とし

た「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進

- (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (c) じん肺健康診断の着実な実施
- (d) 離職後の健康管理の推進
- (e) その他地域の実情に即した事項

b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

# 兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！

別添3

## 計画期間

推進チームの取組計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

## 計画の目標

5年間の目標は、次のとおりとする。

- (1) 県内に広く両立支援の気運の醸成を図る。
- (2) 両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の県内企業、特に中小企業への浸透を図る。
- (3) 医療機関等において両立支援に係る相談があった場合、各相談支援機関との連携が円滑にできるよう連携スキームを確立し、運用を図る。

## 各年度の取組

「兵庫県地域両立支援推進チーム 各年度の取組」のとおり。

## 施行

本計画は、令和4年3月16日から施行する。



# 兵庫県地域両立支援推進チーム各年度の取組

別添3-1

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 好事例の収集、各種支援策の周知	(通年) 職場の取組・医療機関の支援等の好事例の収集、各種支援策の周知  (推進チームにおいて、好事例の収集方法等について具体的に検討する) (推進チームにおいて、各種支援策の周知方法等について具体的に検討する)		作成したリーフレット等周知方法の検討・見直し	(可能であれば、県内事業場の取組及び医療機関の支援事例集を作成・配布し、周知に活用する)	
2 ガイドライン及びマニュアルの周知	(推進チームにおいて、右記取組を具体的に検討する)	県内各地で企業の担当者等を対象にガイドライン及びマニュアルに関する説明会等を開催する ガイドライン及びマニュアルの周知を目的としたわかりやすいリーフレットの作成・配布		作成したリーフレットの内容・周知方法の検討・見直し	
3 両立支援の相談連携	(推進チームにおいて、右記取組を具体的に検討する)	構成員、協力医療機関(兵庫県内の地域がん診療連携拠点病院等)等の支援の流れ図(情報提供体制)を作成し、共有・運用する	分科会において運用結果を確認し、必要により改善を図る		

# 兵庫県地域両立支援推進チーム作業部会設置要領

別添3-2

## 1 目的等

治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）の気運の醸成を図るため、兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）に基づき、両立支援を効果的に進め、より積極的に展開させるに当たって、兵庫県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、構成員が多く、特定の実施事項について詳細な検討を行うことが困難であることから、推進チーム内に作業部会（ワーキンググループ）を設置する。

## 2 作業部会の名称等

各作業部会の名称、取組内容及び主な検討・実施事項は次のとおりとする。

名称	取組内容 (アクションプラン)	検討・実施事項 (作業部会)
好事例集作成部会	好事例等の収集、周知	事例集の作成、配布
イベント・セミナー作業部会	ガイドライン及びマニュアルの周知	イベント、セミナーの企画、開催、運営
相談支援機関分科会	両立支援の相談連携	相談対応における連携スキームの運用

## 3 作業部会

- 推進チームの構成員は、上記2の作業部会に所属し、各作業部会で1名以上の幹事を選出する。
- 幹事は、事務局の推薦により作業部会員の承認を得て選出し、作業部会の実施・検討事項のとりまとめ、推進チームへの報告、事務局との連絡調整を行う。

## 4 作業部会の開催

作業部会は、必要に応じて幹事が招集し、参集又は書面により開催する。  
なお、作業部会において決定した事項については、推進チームへ報告しなければならない。

## 5 作業部会での具体的な検討・実施事項

各作業部会の具体的な検討・実施事項は次のとおりとする。

- 好事例集作成部会
    - 好事例等の収集方法に関する検討
    - 医療機関における支援事例の収集
    - 支援に携わった事業場の好事例等について、事業場の了承を得た上で行う取材又は報告依頼による収集
    - 事例集の構成等に関する検討及び原稿の作成
    - 事例集を関係団体、事業場、医療機関等へ配布する方法の検討
  - イベント・セミナー作業部会
    - ガイドライン及びマニュアルに関する説明会の開催方法（単独開催又は他のイベントやセミナーでの説明時間の確保等）の検討及び企画、開催、運営
    - 説明会で使用する資料、説明者等の検討
    - 推進チームの構成員が実施するイベント、セミナー、講習会等の行事について、説明時間の確保又は広報資料の配布を依頼する等、行事予定の共有を図るための方法の検討
  - 相談支援機関分科会
    - 両立支援に係る相談対応において、各相談支援機関との連携を円滑にするための相談連携スキーム（方策）の確立と運用
    - 治療と仕事に関する支援、相談内容に応じた支援先のフロー図（推進チーム内の連携図）の作成によるネットワークの形成
    - 相談窓口の支援連携に係る各相談支援機関の役割分担、連絡先一覧の更新
- ## 6 事務局
- 作業部会の事務局は、兵庫労働局労働基準部健康課に置く。

# 兵庫県地域両立支援推進チーム設置要綱

別添3-3

## 1 設置目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、兵庫県下における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

## 2 名称

名称は、「兵庫県地域両立支援推進チーム」とする。

## 3 構成

構成員の属する各機関は、以下のものとする。

- 兵庫県経営者協会
- 日本労働組合総連合会兵庫県連合会
- 一般社団法人兵庫県医師会
- 兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課
- 兵庫県保健医療部健康増進課
- 兵庫県立がんセンター がん相談支援センター
- 独立行政法人労働者健康安全機構  
兵庫県産業保健総合支援センター
- 独立行政法人労働者健康安全機構  
関西労災病院治療就労両立支援センター
- 独立行政法人労働者健康安全機構  
神戸労災病院治療就労両立支援部
- 兵庫県社会保険労務士会
- 公益社団法人日本医療社会福祉協会  
兵庫県医療ソーシャルワーカー協会
- 一般社団法人日本産業カウンセラー協会  
関西支部兵庫事務所
- 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会
- 一般社団法人兵庫労働基準連合会
- 神戸市健康局健康企画課
- 神戸大学医学部附属病院 患者支援センター
- 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会  
ひょうご若年性認知症支援センター権利擁護センター
- 兵庫労働局職業安定部職業安定課
- 神戸公共職業安定所
- 明石公共職業安定所
- 兵庫労働局労働基準部健康課

## 4 議事等

「兵庫県地域両立支援推進チーム」においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- 両立支援に係る構成員又は構成員の属する各機関（以下「各機関等」という。）の取組の実施状況の共有
- 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧作成及び更新
- 両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
- 兵庫における好事例の収集
- 兵庫における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- 兵庫における企業向けリーフレット及び患者向けリーフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等にも配布することを想定したもの。）の作成及び更新
- 両立支援ガイドラインや兵庫版リーフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- 兵庫労働局及び兵庫県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- 兵庫独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及び協力
- その他推進チームの活動、運営に関する事項

## 5 設置期間

平成29年度から5年間に引き続き、令和4年度から5年間とする。

その後の継続については、「兵庫県地域両立支援推進チーム」で協議の上、決定する。

## 6 本協議会の事務局は、兵庫労働局労働基準部健康課に置く。

## 7 本要綱は、平成29年10月18日から施行する。

令和元年9月18日から一部改定する。

令和4年3月16日から一部改定する。

## 治療と仕事の両立支援の取組をアピールしましょう！

事業場における治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）の取組事例を集めています。ご応募いただいた事例を選考の上、事例集として取りまとめ、兵庫県地域両立支援推進チーム（※）の構成員のHPに掲載する他、各種説明会において配布する等、広くPRさせていただきます。また、取組事業場一覧をHPに掲載させていただくことも検討しています。

※兵庫労働局（事務局）では、県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とするチームを設置し、県内における両立支援の推進を図っています。

- ① 応募対象 兵庫県内にある事業場
- ② 応募方法 応募様式（記載例は裏面）に記載の上、下記メールアドレスまで送信してください。
- ③ 応募先メールアドレス  
kenkouka-hyougokyouku@mhlw.go.jp
- ① HP掲載期間 令和9年3月末までを予定（都合により途中で掲載を終了することがあります。）
- ② 下記リンク先の『応募様式』をダウンロードして下さい。



【問合せ先】  
兵庫県地域両立支援推進チーム  
好事例集作成部会 事務局  
兵庫労働局労働基準部健康課  
両立支援担当者  
所在地：神戸市中央区東川崎町1-1-3  
電話番号：078-367-9153



## 治療と仕事の両立支援とは？

近年、医療の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においては生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、疾病を抱える労働者の就業可能性は向上しています。

その一方で、仕事上の理由で適切な治療が受けられない場合や、疾病に対する職場の理解や支援体制不足等により、離職に至ってしまうケースがみられます。

事業場において両立支援に取り組むことは、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着をもたらし、その結果として企業業績の向上等にもつながることが期待されます。

### 両立支援を行うための環境整備

- ①経営トップによる基本方針の表明
- ②労働者等への意識啓発
- ③相談窓口の設置
- ④休暇制度や勤務制度の整備  
など

### 事業場のメリット

- ①労働者の健康確保
- ②継続的な人材の確保
- ③労働者のモチベーション向上
- ④健康経営の実現
- ⑤多様な人材活用による組織の活性化

### 労働者のメリット

- ①病気の増悪防止
- ②仕事の継続による収入の確保
- ③安心感やモチベーションの向上
- ④働くことによる社会貢献

両立支援について詳しく知りたい方は以下のQRコードをご活用ください。



【ガイドライン】



【マニュアル】



【両立支援ナビ】

# 応募用紙 記載例

問1 事業場における、労働者の治療と仕事の両立支援状況を選択してください。

- 1 支援に向けた環境整備を含め、具体的な支援を実施した（環境整備+支援の実施）。
- 2 環境整備を行ったが、具体的な支援は実施していない（環境整備のみ実施）。
- 3 環境整備を行っていないが、具体的な支援は実施した（支援のみ実施）。

※環境整備と支援の具体的な内容は問3をご参照ください。

問2 環境整備や支援のきっかけを記載してください。

人手不足に悩まされる中、社員が長期的な治療が必要な病気に罹患したことがきっかけです。社員に長く働いてもらうためには、組織的な治療と仕事の両立支援が必要だと感じました。

問3 次の中から、実施した環境整備や支援事項を選択してください。

（複数選択可 別添「両立支援の取組一覧」参照）

## 【環境整備事項】

- 1 基本方針の表明
- 2 事業場内ルールの作成
- 3 研修の実施
- 4 相談窓口の設置（個人情報保護を含む）
- 5 時間単位の年次有給休暇
- 6 傷病休暇・病気休暇
- 7 時差出勤
- 8 短時間勤務
- 9 テレワーク
- 10 試し出勤制度

## 【支援事項】

- 11 関係者の連携
- 12 両立支援コーディネーターの育成
- 13 両立支援プラン等の策定
- 14 就業上の措置
- 15 周囲の者の負担軽減
- 16 その他（概要記載欄）

（裏面に続く）

問4 問3で選択した事項の具体的な取組内容や、取組を行う際に配慮したことを記載してください。

### 1 基本方針の表明

治療を継続しながら社員が安心して働けるよう、職場環境の整備に取り組むことを社長が宣言し、社員に周知しています。

### 3 研修の実施

兵庫さんぽセンターが実施するセミナー等を活用し、治療と仕事の両立支援について社員への研修を実施しています。

### 4 相談窓口の設置

総務部門に相談窓口を設置し社員に周知しています。なお、相談内容等については慎重に取り扱う必要があるため、「事業場における労働者の健康情報等の取扱規定を策定するための手引き」（厚生労働省作成）を参考に、社内における情報の取扱権限等を定めました。

### 5 時間単位の年次有給休暇

退院後の通院において、社員から1日単位の休暇制度では使い勝手が悪いという意見があったので、労使協定を結んだうえで、年5日分の1時間単位年休制度を設けました。

### 1 1関係者の連携、1 2両立支援コーディネーターの育成、1 3両立支援プランの作成

〇〇年、社員が〇〇病に罹患し、休職して治療が必要になった時、総務担当者（両立支援コーディネーター）が、主治医と産業医の間に入り、復職に向けた支援を行い、現在は職場で元気に働いています。

なお、主治医や産業医とのやり取りにおいて、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省作成）に掲載されている様式を活用しました。

問5 両立支援に取組んでみて、感じたことを記載してください。

・労働者が離職することなく仕事を継続できたので、収入の確保につながりました。  
・労働者が入院や通院、療養のための時間を確保できるよう環境整備等を行いました。病気の副作用等により健康状態が悪化し、離職に至ってしまいました。

以上で質問は終了です。ありがとうございました。

# 職場の健康診断実施強化月間

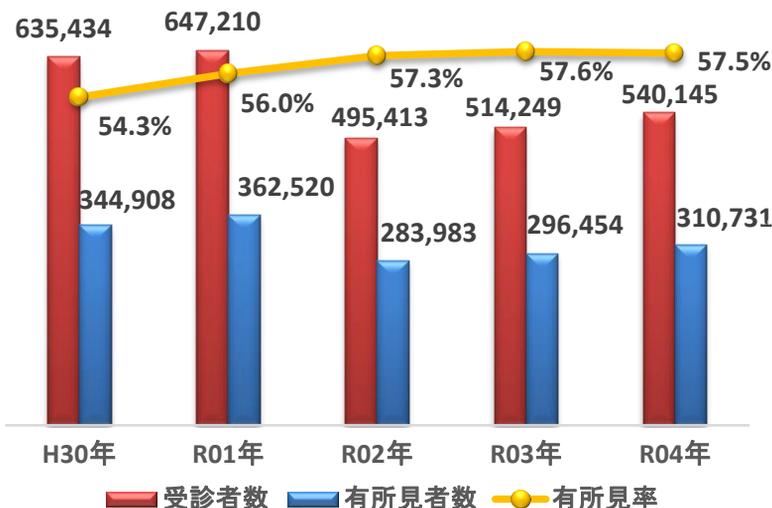
実施期間 令和5年9月1日～30日

別添 5

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施していただきますようお願いいたします。

定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移  
【兵庫】



## 重点事項

### ● 健康診断の実施と記録の保存

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。また、健康診断の結果に基づき、個人票を作成し、5年間保存しましょう。

### ● 健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

### ● 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

### ● 医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。

医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。

### ● 地域産業保健センターの活用

労働者数50人未満の事業場に対する支援（健康診断結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導等）を活用しましょう。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について  
(抜粋)

令和5年8月16日付け基安発0816第2号

## 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえ、小規模事業場における地域産業保健センターの活用

## 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を助案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。  
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮していただきたいこと。  
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。  
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。  
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。  
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。  
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。  
ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)の周知を行っていただきたいこと。
- ## 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
  - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進  
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組  
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」(毎年10月1日～31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
  - (3) 職場におけるがん検診の推進  
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨  
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知  
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしながらがん検診の実施  
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
  - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進  
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知  
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用  
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
  - (5) 眼科検診等の実施の推進  
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した目のセルフチェックの推進  
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
  - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進  
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂)に基づく職場での検査機会の確保等  
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂)に基づく取組  
ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等

# 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和5年9月1日～9月30日

## 趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

よって「**兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（令和5年度から令和9年度）を新たに策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、**9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、より一層の対策の徹底を図ります。**

## 重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健診の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

## 『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

### 1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、及び保守管理の推進
- ◆ 保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆ 作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

### 2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆ 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

### 3 じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

### 4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

### 5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ◆局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知</li> <li>★講習会・セミナーの開催</li> <li>★月間中のパトロールの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「粉じん対策の日」の設定</li> <li>★じん肺健診の実施</li> <li>★労働衛生教育の実施</li> </ul>
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請</li> <li>★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★着用の必要性に関する教育の実施</li> <li>★保護具着用管理責任者による着用管理</li> <li>★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進</li> </ul>
ずい道等建設工事における粉じん対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「ガイドライン」に基づく対策の徹底</li> <li>★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施</li> <li>★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）</li> </ul>
じん肺健康診断の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存</li> <li>★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底</li> </ul>
離職後の健康管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★健康管理手帳交付申請制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知</li> <li>★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ</li> </ul>
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★局所排気装置等による作業環境の改善</li> <li>★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底</li> <li>★特定粉じん作業への対策</li> </ul>

# 職場における新たな化学物質規制に関する説明会（無料）

## 職場の化学物質管理が大きく変わります！

令和4年5月の労働安全衛生法関係政省令の改正により、職場における化学物質規制が大きく変わります。

**今回の改正**により、これまで特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等による**規制対象となっていなかった物質の対策が強化**され、今後は事業者が危険性・有害性の情報に基づきリスクアセスメントの結果をもとに、労働者への危険性・有害性の情報伝達、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施していただくことになります。

このことを踏まえ、今般、「職場における化学物質等のあり方に関する検討会」などの座長を務められ、省令改正の過程に深く関わってこられた「**城内 博**」先生を講師にお迎えし、検討会などでの経過を踏まえながら、化学物質管理の現状や背景、改正の概要や今後の事業者が実施すべき自律的な管理へ向けた対応方法などについて、分かりやすく解説いただきます。また、説明会では疑問や質問にも応じていただけます。貴重な機会ですので、多くの関係者の皆様のご参加をお待ちしております。

### 記

- 日時：令和5年9月19日(火)  
13時30分～16時30分
- 会場：クリスタルホール  
(神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号  
神戸クリスタルタワー3階)
- 主催：兵庫労働局  
共催：一般社団法人 兵庫労働基準連合会
- 内容：講演「新たな化学物質規制について」(講演は16時まで、残り30分は質疑応答)  
講師 城内 博 氏  
・独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター センター長  
・国際連合GHS専門家委員会 日本代表
- 参加費：無料
- 定員：200名(3人席)
- 申込先及び申込方法：下記の受付サイトからWeb申し込み又はQRコード



労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

文字サイズの変更

説明会QRコード

<https://www.roudoukyoku-setsumeikaimhlw.go.jp/briefings/MTE4Mg==/b3115ebfd6164ab68dea7e5b13182fc4>

- 申込締切日：令和5年9月13日(水)

申込締切日前でも定員になり次第締め切らせていただきます。  
新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催を中止する場合があります。  
会場には駐車場がありませんのでご注意ください。  
説明会場において報道機関に取材依頼を行っています。